

第十六回国会 通商産業委員会 議録 第十六号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)

午後一時五十九分開議

出席委員

- 委員長 大西 禎夫君
- 理事小平 久雄君 理事福田 一君
- 理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君
- 理事永井勝次郎君 理事首藤 新八君
- 小川 平二君 小金 義照君
- 田中 龍夫君 土倉 宗明君
- 馬場 元治君 村上 勇君
- 佐本 一雄君 山手 滿男君
- 齋木 重一君 下川儀太郎君
- 中崎 敏君 山口シヅエ君
- 川上 貫一君

出席政府委員

- 通商産業 古池 信三君
- 政務次官 牛場 信彦君
- 通商産業事務官(通商局長) 石井由太郎君
- 通商産業事務官(中小企業庁振興部長)

委員外の出席者

- 議員 小笠 公昭君
- 専門員 谷崎 明君
- 専門員 越田 清七君

七月十三日

委員加藤清二君辞任につき、その補欠として阿部五郎君が議長の名目で委員に選任された。

七月十四日

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(伊藤卯四郎君外六十三名提出、衆法第三〇号)

同月十一日 奈半利川の電源開発に関する請願

第一類第十一号

通商産業委員会議録第十六号 昭和二十八年七月十四日

(井谷正吉君外三名紹介)(第三三六三号)

盛久島地下資源の調査並びに開発に関する請願(岩川與助君紹介)(第三三六〇六号)

の審査を本委員会に付託された。同月十日

本邦輸物物価の割高是正に関する陳情書(東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第七七九号)

中小企業に対する金融対策に関する陳情書(東北七県市長会会長仙台市長岡崎栄松)(第七八〇号)

電力料金地域差早期実現に関する陳情書(東北七県市長会会長仙台市長岡崎栄松)(第七八一号)

四国電源の早期開発に関する陳情書(松山市議会議長植垣正之)(第七八二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外十八名提出、衆法第二六号)

大西委員長 これより会議を開きます。

本日は、まず輸出取引法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑に入ります。質疑の通告がありますから、これを許します。長谷川四郎君。

たしますが、第三条の第一項の三に「輸出貨物に係る仕向地の輸入取引における競争が実質的に制限され、」云云、それから「輸出取引における競争が不当に制限されている」とあります

が、これはたとえ輸出取引における競争が不当に制限されている、こいうりやうな点についてお伺いいたしたいと思ひます。

○牛場政府委員 輸出貨物にかかわる仕向地の輸入取引における競争が実質的に制限されている。これは仕向地の方で、たとえば輸入について国家が一手で買付けるとか、あるいは公团的なものがありまして、一手に買付けるといふやうな場合であります。その実例は、たとえばアルゼンチンなんか、例のヤッピーという貿易を専売にしているやうな国家のつくつた公団みたいなものがあります。それが一手で輸入するといふやうな場合のことです

ります。その次の仕向地に対する輸出取引における競争が不当に制限されているといふのは、これは対抗カルテルといふことでありまして、ある仕向地に対して日本の競争国がカルテルをつくつてダンピングをやつて来るといふやうな場合に、これに対抗する意味でこちらでも協定をつくることのできるやうな場合であります。これはたとえば最近のインド市場に対しますイタリヤの人組などの輸出の場合には、これははつきりダンピングといふことは、私ども申し上げかねるのであります

が、大体におきまして向うが一手で輸出をして来ているといふやうな状況が見受けられるのでございまして、そういう場合にはこちらでもそれに対抗する意味で、一手輸出といふやうなことで、業者が協定をして輸出するといふやうなことを認めていいのじやないかといふやうな趣旨でございまして。

○長谷川(四)委員 大体この輸出業者が輸出する場合、現在ではやはり通産大臣の許可を経ていると思ふのですが、ただ第五条第一項の中に「類似の貨物の生産業者若しくは販売業者と輸出すべきこれらの貨物の価格、」といふのは、このやうな名目で、この類似品の出て行くといふことを防ぐ意味でございましてか。

○牛場政府委員 これは類似品が出て行くのを防ぐといふ意味ではないのであります。ある種類の貨物について協定を結びましたも、それとごく類似した貨物が全然自由になつてくる場合には、その協定の意味がなくなつたり、あるいは効果が薄くなるという場合があります。その場合は類似品についても協定することを認めた方が有効であるといふ意味であります。それから輸出につきましては、大体原則として自由であります。特定のものについてだけ通産大臣の承認を受けなければならぬといふことになつておりました。これは輸出貿易管理令の別表といふのに載つてゐるわけでありま

す。

○長谷川(四)委員 初めて見る法案で私も勉強が足りないのですが、政府は

大体輸出カルテルといふやうなものをやるやう、こいう意味ですか。

○牛場政府委員 協定の場合、それからあとに組合の場合と両方ありまして、もしカルテルといふ言葉を使ひますれば、むしろ輸出組合の方にそれが適用されるのじやないかと思ふのであります。要するに最小限度必要な場合に輸出業者が共同の歩調をとることができるようにしてやるやうな意味でございまして、これは現在の各国内のやり方を見ておりましたも、明文をもつて書いておられると、實際上やつておられるとありますが、大体において輸出においてはある程度の業者間の話し合いを許しておるやうな状況でありますので、わが国では非常に厳重な独占禁止法があります関係上、こいう非常な精密な法律の規定になるわけであります。趣旨はさういふ趣旨でございまして。

○大西委員長 次に永井勝次郎君。

○永井委員 ただいま長谷川委員よりお尋ねのありました通りに、これは輸出カルテルと認めてさしつかえないか、これをひとつ……。

○牛場政府委員 私もカルテルといふものの定義をよく存じないのであります。共同行為といふのが一番軽い意味のカルテルになると思ひます。その趣旨でございましてこれはカルテルと言つていいと思ひます。

○永井委員 今度の改正の要旨は、単に輸出入の面における協定だけでは不十分である。そこでそれを主にして必

要するに輸出入の面における協定だけでは不十分である。そこでそれを主にして必

要の場合においては国内産業に対してもこれが協定をすることができるといふふうに、国内産業に対しての制約というものが相当強化される方向にあるわけであり、具体的な例として、この場合これらが必要が起つて来るのか、その具体例を示して、ただきたい。

○牛場政府委員 現在におきましてもこれは日本だけではありませんで、ほかの国でも大体そうだと思うのであります。たゞ、たとえ機械でありましても、それから鉄鋼の輸出は大体におきましてメーカーの方でむしろ話をきかして、輸出業者はその代行者としてやるというふうな場合が多いのであります。そこで輸出業者のみの協定では、そういう場合にはなか／＼効果が出来て来ない、生産業者を参加させて初めて効果が出て来るといふことになると思ふのであります。ただし、最近いろいろ問題になりました、たとえば鉄鋼の商社指定というふうな、そういうかっこうではこれは認めないつもりでありまして、輸出業者を主とした協定に生産業者が参加するといふかっこうでやむを得ない場合に認めて行きたいと思ふのであります。最近アルゼンチンに対する鉄鋼の輸出が非常に問題になっておりますが、これらの場合にもあまりにも商社の数が多くなつては困るといふことがありまして、その場合には輸出業者の間で協定させて、ある程度数を制限して、それに鉄鋼業者も加わりまして、特定の商社にオフア一を出すといふふうな、あいの協定を結ぶといふときに、具体的な必要が生じて来ると思ふのであります。これに対しては乱用の危険がむろんございま

すので、第五条の第三項第四号に「国内の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するものでないこと。」これを確認しなければ通産大臣が認可してはいけないということになつております。具体的な行政に当る者の措置といたしましては、この点は特に慎重を期して参りたい、公正取引委員会でもその点非常に問題にしており、十分慎重にはからいたいと思ひます。

○永井委員 これは経済委員会の方にかかつておる独禁法の緩和の問題と関連して来るのであります。そういう基本的な独禁法を大幅に緩和して、少額資本の利益を守るための統制を強化する、こういう方向が大きい示唆され、その一環として輸出入取引の面においてこれを強化しようとする、こういう方向が現われて来ます。日本の国際市場における自由競争の場面に於ける競争力というものが強化されるという方向ではなしに、そういうゆがめられた経済操作によつて温室で守つて行く。そういうその独占化をはかつて行く。こういうような原則が強く打出されて参ります。日本の輸出入貿易の将来において非常に大きな影響があると思われるわけであり、そこで今後の輸出入貿易に対する基本的な考え方、現在の国際情勢に対する分析、そういうものを詳しく局長から伺いたいと思ふのであります。そういう情勢の中において、その必要性の根拠を具体的にわれ／＼が認識したいと思ふので、そういう国際情勢に対する判断、及びそれに対応して行くところの輸出入業者の現在の

状態、その中においてこういう法律を提出しなければならぬという根拠を、ひとつ具体的に示していただきたいと思ひます。

○牛場政府委員 国内の独占傾向が強化されて、その一環としてこの輸出入取引法の改正が行われるというふうな点も、確かに一部あるかも知れませんが、私どもはむしろ輸出貿易というものは、ある程度国家全体の利益という観点から盛立てて行かなければならぬ、この法律の目的も、もちろん一つには業界の強化ということもございませぬが、一方無用な競争によつて国家的に損をするというふうなことを防ごうというのが趣旨でございまして、これは必要最小限度の運用で行きたいといふふうに考へておる次第であります。国際的に見ました場合に、ただいま輸出競争というものが非常に激しくなつて参りました。ところがわが国は、御承知の通り占領の結果商社というものが非常にたくさんに分解されてしまひまして、これはメーカーについてもある程度同様なことでありませぬが、資本力も非常に弱く、かつ信用の点においても戦前とは比較にならないほどにされてしまひました。たとえばわが方の競争国であるイギリスなどを見ましても、むしろ統制経済の傾向が出ておりました。商社間の競争というより、むしろ、これは何も法律によつておられるわけではなからぬのであります。昔から自給されておる。たとえば日本に於いては、決してその間に無用の競争はしないで、むしろお互いに以心伝心のうちに話合つて、彼らの利益を

守るような手段をとつて来ておられるわけでありまして、これに対抗するには、わが方で全然野放ししておきますときには、どうしても立場が弱くなりますので、こういう場合に、もちろん一方におきまして業界の整理と申しますか、業者の統合というふうなことも促進はいたしておるものであります。それと並びまして、こういう措置を可能ならしめることによつて、海外との間の輸出入取引の際におきまして平等な立場をとれるようにしようというものがこの法律の趣旨であると考えております。

○永井委員 私はこの委員会において最初から大臣にもたび／＼質問をいたして参つたのであります。今後の国際情勢は海外市場の獲得戦である。貿易の競争が一層強化される情勢の中で、不正な競争によつて破壊された国内の産業構造の中で、自由競争の原則の上にそういうものを打立てておいて、そういう計画経済をやつておつたり、あるいは統制経済をやつておつたり、あるいは計画的な経済操作の競争相手、自由競争の基盤でこういうふうな資本中心の一つのカルテルをやつて立ち向つて行くといふ結果がどういふ結果になるかといふことは、私はここで議論の余地がないと思ひます。ただいまの局長のお話によりまして、各国は統制が漸次強化される方向にある。しかるに日本経済は自由競争の方向に一層強化しようとしておる。そういうかっこうの部分だけ何かカルテル方式によつて資本中心の利益擁護をはかつて行く。こういうことで競争に立向つて行けると考へられるのかどういふか。そういう大資本を中心にして中小

産業を圧殺して行くという方向が、相当ヒリヒリの性路が、この法案の中に盛り込まれておると私は考へるのであります。この点に対して局長の御意見を承りたいと思ふのであります。自由主義経済の基盤の中で、こういう方式によつて十分に競争相手に立向つて行けるかどうか、そういうことの中で中小産業を圧殺して行くという方向が打出されて来ると思ふが、これに対する局長の御意見を承りたいと思ひます。

○牛場政府委員 私どもこの法律案を立案いたしましたときには、大資本といふよりも、むしろ中小の輸出業者の利益を保護しようという点に重点を置いておつた次第でありまして、大きな業者は何もこういうことをしなくても一人でもやれるわけでありませぬが、何分貿易というものは、ある程度の資本がないとまともに商売もありません。中小の業者にとりましては、こういう協定によつて弱力を集めて強くするといふことは、非常に有効なことではないかと考へる次第であります。また自由競争と統制経済の問題は、私がここで申し上げるには準備もないわけでありませぬが、とにかくこの法律をつくることによりまして、日本の貿易に上りまして、たとえば値段を不当に上り上げるというふうなことは、もちろん考へておらないのであります。われ／＼といたしまして、結局におきましてよい品物を安くつくるといふことが貿易振興の一番の前提であることは申すまでもない。日本としてやはり自由競争といふことは必要ないかとはいへないかといふふうに考へる次第であります。

○永井委員 お話によると何のことだかちよつと首尾一貫しない御答弁のようでありますが、何と申しましたも、峻厳な競争に對應いたしませんためには、国内産業の合理化の基礎が飛躍的に促進されなければならぬと思つてあります。ところがどういふ形でも参りますと、産業合理化の名において中小企業が見殺しにされて行くことはいなめない事実だと思つてあります。局長は中小企業を助けて行くのだといふのですけれども、この合理化の問題と中小企業——既存の各業態を守りながらコストを引下げて国際競争で打勝つて行く条件は何か、一具体的にどういふ方法でやりになるのか、これをひとつ伺いたい。

○牛場政府委員 この法律は主として輸出に出て行く出口のことを扱つておる法律でありまして、この出口が従来非常に乱雑であつて、そこに無用な競争がありましたために、国内の製造業者から見まして、たとえば自分のつくつたものが知らない間に非常に安売りをされておるといふようなことから、企業の安定性を欠くという事態が今まで相当起つておつたことは御承知の通りであります。従いまして、こういうような法律によりましてその出口を整理して、製造業者にとりまして、自分のつくつる物が、どういふ径路をたどつて、どれくらい値段で売れて行くかといふことについては、はつきりした認識を持つようになりすれば、これはまたそれを基礎として企業の合理化が進むといふことができるようになつて来ると思つてあります。国際情勢などにつきましても、従来はとかく盲

ありまして、こういう協定なり組合なりができませんれば、その力を利用して海外の市況なども十分調査する力もできず来るわけでありまして、それをさらに国内の生産業者に反映させることができずすれば、ここで企業の合理化な

こういふ価格を打出しておいて、そうしてこれは二百五万トン生産のうちの五十万トンが輸出であるにかかわらず、この五十万トンのために百五十万トンを全部犠牲をせしめようとするところを押しつけて来がちであります。今後国際市場において競争が激甚になればなるほど、この出入口の操作を通じて国内産業をならみつけて行くといふ一つの迫力を持つて参りますことは、私ここで議論するまでもないことと思つてあります。そういう意味において、この出入口は非常に重視しなければならぬものであります。そこで局長は、この法案自体からこの出入口に立つて産業のヒンターランドを展望して、この出入口からどういふ産業をこの構想の中に持つておられるか、国内産業にまでいづく協定や何かを押しつけられるわけでありまして、それを伺つてみたいのであります。

○永井委員 出入口の整理をするのだと言いますが、まあこの法案だけは出入口の整理であります。ぼつんと、金融はこうだ、税金はこうだ、産業構造はこうだ、独禁法はほかの委員会にかつておる、ある一部のいろ／＼なものは大蔵委員会にかつておる、ばらばらな形である／＼出て来て、そうしてその部門々々においては、これは出入口の整理だと言いますが、出入口の整理だけというものは、経済全体の総合的な一つの運営から申しますとないものであります。全体的な一つの動きの中で、それ／＼の出入口、あるいは金融、あるいは労働、あるいは資本、あるいは金、あるいは税、あるいは生

りませんが、今回協定を認めることによりまして、輸出業者の立場も強化いたしました。ほんとうに国際価格というものがあるかといふことを十分メーカにも認識させまして、それを目標にして企業の合理化をやつてもらうといふことになるのだらうと思つてあります。もちろんそれは多くのものうちの一つにすぎないので、いろいろほかの事情もあると思つて、私とにかく海外市場、世界のマーケットの値段というものを常に目標にして、そこへ到達するようにやつて行くのが非常に重要な一つの標準じやないかと考えます。

○永井委員 この法案を通して具体的に現われて来る面としては、たとえば品質に對するいろ／＼な強制力等も生れて来るのでありますか、これを伺いたいと思つてます。

につきましても、ただいまのところ私もこの業種についてといふはつきりした予想を持つておりません。輸出品の検査等について特別の措置をとつておりますことは、御承知の通りであります。

○永井委員 輸入組合の場合には、牛場政府委員 輸入の方は大体におきまして協定で行きたいと思つておられます。どういふ品物について組合を認めるかといふことは、政令で定めることになつておりました。現在業界の方でもいろ／＼話はいたしておりまして、まだどういふ品物についてといふはつきりした方針はきめておりません。

○永井委員 出入口の整理をするのだと言いますが、まあこの法案だけは出入口の整理であります。ぼつんと、金融はこうだ、税金はこうだ、産業構造はこうだ、独禁法はほかの委員会にかつておる、ある一部のいろ／＼なものは大蔵委員会にかつておる、ばらばらな形である／＼出て来て、そうしてその部門々々においては、これは出入口の整理だと言いますが、出入口の整理だけというものは、経済全体の総合的な一つの運営から申しますとないものであります。全体的な一つの動きの中で、それ／＼の出入口、あるいは金融、あるいは労働、あるいは資本、あるいは金、あるいは税、あるいは生

○永井委員 出入口の整理をするのだと言いますが、まあこの法案だけは出入口の整理であります。ぼつんと、金融はこうだ、税金はこうだ、産業構造はこうだ、独禁法はほかの委員会にかつておる、ある一部のいろ／＼なものは大蔵委員会にかつておる、ばらばらな形である／＼出て来て、そうしてその部門々々においては、これは出入口の整理だと言いますが、出入口の整理だけというものは、経済全体の総合的な一つの運営から申しますとないものであります。全体的な一つの動きの中で、それ／＼の出入口、あるいは金融、あるいは労働、あるいは資本、あるいは金、あるいは税、あるいは生

○永井委員 出入口の整理をするのだと言いますが、まあこの法案だけは出入口の整理であります。ぼつんと、金融はこうだ、税金はこうだ、産業構造はこうだ、独禁法はほかの委員会にかつておる、ある一部のいろ／＼なものは大蔵委員会にかつておる、ばらばらな形である／＼出て来て、そうしてその部門々々においては、これは出入口の整理だと言いますが、出入口の整理だけというものは、経済全体の総合的な一つの運営から申しますとないものであります。全体的な一つの動きの中で、それ／＼の出入口、あるいは金融、あるいは労働、あるいは資本、あるいは金、あるいは税、あるいは生

○永井委員 出入口の整理をするのだと言いますが、まあこの法案だけは出入口の整理であります。ぼつんと、金融はこうだ、税金はこうだ、産業構造はこうだ、独禁法はほかの委員会にかつておる、ある一部のいろ／＼なものは大蔵委員会にかつておる、ばらばらな形である／＼出て来て、そうしてその部門々々においては、これは出入口の整理だと言いますが、出入口の整理だけというものは、経済全体の総合的な一つの運営から申しますとないものであります。全体的な一つの動きの中で、それ／＼の出入口、あるいは金融、あるいは労働、あるいは資本、あるいは金、あるいは税、あるいは生

○永井委員 出入口の整理をするのだと言いますが、まあこの法案だけは出入口の整理であります。ぼつんと、金融はこうだ、税金はこうだ、産業構造はこうだ、独禁法はほかの委員会にかつておる、ある一部のいろ／＼なものは大蔵委員会にかつておる、ばらばらな形である／＼出て来て、そうしてその部門々々においては、これは出入口の整理だと言いますが、出入口の整理だけというものは、経済全体の総合的な一つの運営から申しますとないものであります。全体的な一つの動きの中で、それ／＼の出入口、あるいは金融、あるいは労働、あるいは資本、あるいは金、あるいは税、あるいは生

定を認めようというのが七条の二に書いてあるわけでありませう。一般的に基準と申しますと、主として問題になり

ますのはおそらく輸出品の原材料であると思うのでありまして、たとえば綿花であるとかバルブであるとか、そういうものが一番問題になると思

います。これについては現在のところ、輸出を促進する建前からいたしまして、輸出との間にある程度のリンク制を行

つております。そのペースンテージが最近相当高くなつて来ておるような状況であります。それ以外のものにつき

ましては、大体設備に於いて割当てるというやり方にしてはおります。しかし設備の濫立等の危険性があります

場合には、ある程度新設の設備については割当を低くするというような手段をとつておるのであります。さらにも

う一つはいわゆる自動承認制という範疇に属するものであります。これに

つきましては、一定の限度はありますが、需要家であると仲介業者であるとを問わず、だれでも輸入ができるとい

う建前をとつております。

○永井委員 話がここへ来ましたので、これに関連してお尋ねするのであります。今紙の輸入が問題になつて

おると思うのでありますが、これは局長の所管かどうかはわかりませんが、関

税を相当引下げた輸入をする、こういうことになりまして、国内価格より大

分安のが入つて来る。一つの貫した政策があつて、それによつて国際競

争に打ち勝つより合理化を促進するといふような目的であれば、それはまた

けつこうなものであります。従来一〇%の関税であつたものを五%に切り下

げるといふことが今問題になつてい

るわけでありませう。これはどういふ目的で取扱ふのですか。

○牛場政府委員 おそらく新聞紙の輸入のことだと存じますが、これは大体毎年同じ問題を繰返して参つたのであ

りまして、新聞社の方ではぜひ入れてもらいたいというお話、片一方紙のメ

ーカーの方では入れる必要はないといふような話が続いておりました。こ

一年ぐらひは国内の紙で大体まかなえるといふことで治まつておつたのであ

ります。最近また紙の事情がきゆうくつになつたといふところから生じて

来た問題だと存じます。国内の値段が非常に高いような場合にも、同じよ

うな問題が起る可能性があるものでありまして、これをいれるか入れないかとい

ふことはやはりその現実の場合に即して十分研究してみない、一概には申

せないかと存じます。紙は輸出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸

出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸

出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸

出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸

出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸出の原材料ではないわけでありませう。紙は輸

○牛場政府委員 この法律における公正な輸出入取引という意味でございませう。改正案には出ておられないかもしれませうが、現行法の第二条にあるのであります。

○大西委員長 中崎敬君。中崎委員 最初議事進行について発言いたしました。本法案は独禁法に重大な関係を持つております。独禁法の審議の状況、またこれがどういふふうに見通しがつくのか、それを委員長において至急お取調べ願つて、これと並行的に審議を進めて行きたいと思

います。その点御了承願いたいと思

います。その点御了承願いたいと思

質問に移りますが、ただいま申し上げますように、本改正法案というものは、相当大幅な自由主義の上における自由取引の制限になると思つてお

ります。法律案の提案理由の中の第五項に、輸出取引または輸入取引にお

ける業者の協定または組合員の遵守すべき事項をもつては実効を期し

がたい場合、通商産業省令により、輸出業者または輸入業者の遵守すべき事項を定め、または通商産業大臣の承認を

受けるべき義務を課し得るものとす

るものとす。この基本となるものは、ま

ず業者の協定ないしは組合の規約に基

いて遵守すべき一定の事項が定めら

れると思つておるのです。それでな

おつかつ十分でないと思つたときに、通商産業大臣の命令によつて必要な遵守すべき事項が定められるといふことになる。そ

ういふ形になる。言いかえれば、通産大臣が輸出入業者の協定並びに組合につ

きつて、相当広汎な、一つの強い力を持

つようになる。そうすると、白紙委任

にひとしいようなことが実施されるよ

うなことになるのではないかと思

つておる。これはむしろ業者の協定

もしくは組合の規約によつて、どこ

でも自発的にやらすべきであつて、場

合によれば組合そのものは勧告するこ

とができるというものは、まあ最大限

度あつても、直接大臣がこれに一々指

令まで出して、命令を遵守させよう

とするというよりは、そういう運用

のようですが、その点どうでしょう

○牛場政府委員 この規定は、法律案九条の八といふところに出ておるわけでありませう。これはいわゆるアウ

ト・サイダーに対する規定になるわけでありませう。それでただいまおつし

やいたしました通り、これは相当広汎な事項にわたりますので、この規定の発動し

ます時期につきましては、十分慎重に考慮して行かなければならないと思

つておる。しかしながら、実際問題としていたしまして、今までは輸出組合が

できて、あまり効果が上らないといふ裏には、やはり相当有力なアウト・サイ

ダーといふものがありまして、組合に加入しないので、組合できめたことに拘

束されないので、取引をしておる。それが国全体の利益から見ました場合には、

あまりおもしろくないような場合には、相

当認められるのであります。そういう

場合には通商産業大臣が、これは組合の規約とか、ないしは協定の条項に

必ずしもそのまま採用するといふ意味ではないのであります。通商産業大臣としての独自の見地から、輸出秩序

の確立のために必要を認められた場合に命令を出す、あるいは通商産業大臣の承

認を受けるべきことを命ずるといふことになつておるわけでありませう。この命令を出す場合には、もちろん公正取引委員会とも協議をいたした上で出すことになつておりました。運用にあたりましては十分に注意をいたして、ただいま申されたような弊害の起らぬよう

したいのであります。

○牛場政府委員 戦前の統制は、たゞいまおつしやいましたようにアウト・サイダーに對しても、場合によつては統制権を及ぼすというをやつておつたわけでありませんが、これは非常に強い国家権力を組合に与えるというこゝとなりまして、取引の自由を束縛するといふ意味から見ますと行き過ぎであるといふ観点が非常に強いわけでありまして、これは独禁法の立場からいへば、組合に国家的な権力を与えても、アウト・サイダーを規制せざるを得ないといふ規定にいたさざるを得なかつたわけでありまして、これにつきましても、この規定を強化することによつて、大体組合自身を強化するような方向に行きやすいと思ふのであります。アウト・サイダーもだん／＼組合に加入するといふような機運をつくりつて参つて、なるべくそちらの方で参りまして、ほんとうにやむを得ない場合だけ国家が乗り出すといふふうな運用して行きたいと思つておられます。

○中崎委員 いつも国会における答弁は、そのいふふうなことで、ところがいふ／＼法律ができてこれが運用されるにあつては、まるきり国会を無視される結果になつて来て、そのまま行われることはまずないといつてもいい状態でありまして、それでありまして、官價に武器を与えることは、氣遣いに刃物を与えるのと同じだと申し上げておきます。そこで實際において官價統制といふものは失敗である。この

うかといふことを聞いておるのです。○牛場政府委員 それはこれには入らないことになつております。○中崎委員 次に移りますが、輸入の組合ないし業者の協定を認める必要といふものは、輸出の場合にははるかにその必要性が少いといふことは考へておるべきです。そこで要綱の説明によりまして、通商協定等の関係から判断し、物資を輸入しなければならぬといふふうな必要性がある場合において、この協定を認めるのでありまして、割高な物資といふものは、現在においても割高な物資といふものは、割高な物資といふより、特に高く輸入するといふことはあり得ないと思つておる。この輸入組合なり輸入協定を認めなければならぬといふ大きな理由があるのかどうか。これをひとつお聞きしたい。

○牛場政府委員 輸入協定なり輸入組合の實際の必要性は、輸出の場合には少いであらうといふことは、まづたく御指摘の通りであります。従ひまして、私も組合をつくる場合には、最小限度にとどめたい。協定につきましても、第七条の二にあるのであります。この条件を相当厳格に見て行きたいと考へておられます。国際協定の結果割高のものをとらなければならぬ場合であります。これは終戦後世界的に経済の非常アンバランスの場合にしばしば起つたことではあります。最近では、そういう事例が割合に少くなつて来ておることは事実であります。しか

しながら、たとえばバキスタンの綿花でありますとか、アルゼンチンあたりの小麦につきましては、現在でも少しやういふ傾向があるのであります。これは見返りにこちらの輸出が出来るという観点から、ある程度高いものを買ふといふことになるのであります。そういう場合には、やはり組合ないし協定によつてやつた方が便利な場合があるのではないかと考へられるわけでありまして、また仏領アフリカから来ます燐鉱石につきましても、やはりそういうふうな事例があるわけでありまして、それ以外には買付地におきまして、向う側が一手専売のやうなことをやつておる、たとえばタイの米でありますとか、あるいはドイツあたりのカリ肥料などは、向うは一手で販売しておるわけでありまして、そういう場合におきまして、こちらがたくさんにおかれておるよりも、協定をつくり一本化して行つた方が有利に買ひつけられるといふふうな場合が考へられるわけでありま

○中崎委員 この輸入の場合においてであります。今は業者のある程度の競争によつて割合に安く買ひつけられておる。それから需要家の方も安い方を求めておる。そして輸入許可の関係があつて、顔のきいたところは割合安く輸入できるということも聞いておりますが、それでなしに同じやうな条件であるならば、やはり安い方へオフアする。そして片一方においてマーソン等は非常に勉強して輸入しておる。従つて現在においては、国内の物資利用の立場から言へば、輸入業者は公正に割合に安いものを輸入してお

加するものがあるのかないのかという  
ことも考えて、そうしてこれは審議す  
べきものかと思う。そこで第一に聞き  
たいのは輸入の場合には今みたいな特  
定のごく限られた少数のものではないと  
思うがどうか。そしてその少数の  
ものであるとすれば、どういふような  
ものを今考えておられるかどうか、具  
体的にひとつ示してもらいたい。

○牛場政府委員 輸入につきましては  
ある程度自由競争が必要である。それ  
によつて安いものが買えるということ  
はまことにお説の通りでありまして、  
私どももそういうふうな状況の存在する  
場合には、もちろんこの協定ないしは  
組合というものは認めないつもりでお  
るのであります。この第七条の二の第  
一号に「国内の関係業者又は一般消  
費者の利益を著しく害し、又は害する  
おそれがあること。」という場合に限  
られておるのであります。つまり競  
争の結果をよみに高いものを買つとい  
う場合に、これが協定の締結を認めて  
もいいじやないかという意味でありま  
して、その場合は御承知の通りでき  
るだけ制限して参りたいと考えておりま  
す。現在協定の対象になるのじやない  
かと考えておりますのは、くず鉄であ  
りますとか、あるいは米小麦というも  
の、ないしはカリというものでありま  
す。しかしもしこれを法律に書くとい  
たしますと、おそらくそれは相当多数  
の品目をあげなければならぬことにな  
りまして、将来こういうものは業界の  
整理もついで参り、だん／＼専業の輸  
入業者が出て来るといふときにおきま  
しては、協定ないしは組合というもの  
は必要でなくなつて来るといふ場合が  
十分考えられるのであります。そ

うような場合のことも考えまして、業  
種指定は政令に譲つた方が適當ではな  
いかというふうな考えをしております。  
○中崎委員 まずこの業種をはつきり  
明記する場合においては、相当数量が  
多くなるのじやないか、これはありま  
す。しかしそれは全部国会の方で承認  
するかどうかは別問題です。いくらお  
出しになつても、その中でそれだけ必  
要だといふふうなわれ／＼の方が認め  
た場合においてこれが採用される。そ  
れからも一つは、あるいは必要がな  
くなつて来る場合、それはあります。  
その場合にはまた組合が自発的に活動  
を停止したらい、解散したらい、  
それをどこまでい、解散したらい、  
規則はない。でありますから、組合が  
その必要を認めない場合、あるいは当  
局が必要と認めないという場合におい  
て、監督権をどういふふうに行使する  
かという問題、これは法規の上にはつ  
きりしておいていいのであります。こ  
その意味において輸出と輸入の場合に  
おいて著しく趣きが違ふ。それをいか  
に対処するかという腹構えをもう少し  
はつきりして、この法案審議の過程に  
おいて明らかにしてもらいたいとい  
うことがこの一つなのであります。  
それからこの公正取引委員会、要す  
るにこれは独禁法の趣旨を著しく侵す  
といひますか、一つの例外規定とでも  
言ひますか、そういうことにならな  
い。ありますから、勢い公正なる事業  
の取引を制限するのは必要でありま  
す。それは国家目的があるのは当然の  
ことではしようが、その際において公正  
取引委員会の意見は当然聞くことにな  
ると思ひますが、かりに公正取引委  
員会の意見と一致しなかつた、こ

うような場合においては一体どうなる  
か、そしてまた公正取引委員会の意  
見を聞くのは、私は法案を全部読んで  
おりませんが、私の範囲におきかた  
のようですが、どの範囲において公正取引  
委員会の意見を聞かれるのか、それを  
ちよつと開きたい。

○牛場政府委員 たいだいの点は、第  
二十一條にあるのであります。これ  
は協定を認可する場合、組合を認可す  
る場合、組合員の遵守すべき事項を認  
可する場合、この場合には公正取引委  
員会の同意を得なければならぬこと  
となつておりました。同意を得られな  
い場合には認可ができませんことにな  
つておりました。

○中崎委員 今度独禁法の改正案によ  
れば、多分通産大臣が公正取引委員長  
の上に優先するのだといふふうな一項  
が挿入されるように私は感じておるの  
ですが、そういうことになると一体こ  
れはどうなるか。どういふ事項に  
ついて優先するのかわかりませんが、  
りしないのですが、いづれにしても通  
産大臣が公正取引委員長の上に行く場合  
が今度の案にあるのです。そうするとこ  
れが一体どういふふうになるのか、ち  
よつと問題なんです。その点ひとつ  
研究してもらいたいと思ひます。  
○大西委員長 それでは次に川上實一  
君。

○川上委員 前の委員会が資料を要求  
してリストを出してもらつたのです  
が、ところがあれはリストじやない。  
あれはリストのうちの解除品目だけ出  
してある。これを私は要求したのじや  
ない。あのリストのものを出してもら  
いたい。これはどうですか。

○牛場政府委員 お出しいたしました  
リストは御説の通り「輸出貿易管理令  
別表第一」というので、この中には略  
略物資以外のものがたくさん入つてお  
りまして、従いまして「C」の記号を付  
する品目」といふ別の一枚の紙をお渡  
ししたと思ひます。これが、いわゆる  
戦略物資であります。そして戦略物資  
といひましたもその範囲が広いので、  
そのうちでどういふものについて今ま  
で解除いたし輸出を解禁したかとい  
うことが、さらにほかの二枚の紙に書  
いてあるわけでありまして、このもと  
なるリストというものはないのであり  
ます。アメリカのセキユリテイーリス  
トというものはどうかといふこの前御  
問がございましたが、これはアメリカ  
政府でも極秘にいたしておりました  
トでありまして、私どもも片鱗を示さ  
れてはいただけで、全部は承知してお  
らない状況であります。

○川上委員 そするとAリスト解除  
品目とあるのであります。そのAリ  
ストはどうですか。出て来ました書類  
にAリストの解除品目を書いたのがあ  
るが、このAリストというものがはし  
り。

○牛場政府委員 Aリストというのは  
ここには別に書いてないと思ひます。  
そういうリストは実はないのです。た  
だ「中共向解除品目」といふことが書  
いてあるだけです。

○川上委員 通産省通商局から、昭和  
二十八年六月九日に出た書類がある。  
これはAリスト解除品目と書いてあ  
る。このAリストというものが、  
Aリスト解除品目というものはどう  
いふのですか。

○牛場政府委員 Aリストというのは  
実際はないのです。私は全然……。C

リストがあるからあるからあるいはA  
リストがあるかもしれないとお考えか  
もしれませんがCはコントロールのC  
をとつたのでありまして、ABCのC  
ではないのであります。  
○川上委員 そうすればリストとい  
うものはないのですか。  
○牛場政府委員 公式には「輸出貿易  
管理令別表第一」といふリストだけ  
あります。  
○川上委員 非公式の分があるのです  
か。  
○牛場政府委員 公式と申しましたの  
は政令に付属して出ているリストとい  
ふ意味でありまして、ほかに出しまし  
たこの三つのものは、これはその範  
内役所でもつて行政的に執務の参考  
として出しておるものでありまして、  
公式と申しました意味は、言葉が悪か  
つたのであります。要するに政令に  
付属するリストといふのはこれだけ  
あります。

○川上委員 そするとAリスト解除  
品目というものは、これは何なんです  
か。これは通産省通商局から出ている  
ので、あなたお知りならぬはずはな  
い。このプリントは昭和二十八年六月  
九日付のものです。雑貨関係、化学製  
品関係、鉄鋼、機械関係、電熱器、それ  
から電気器具、写真器具品及附属品、  
その他が解除品目に書いてある。それ  
をAリスト解除品目と書いてある。

○牛場政府委員 どうも私はそのAリ  
ストの存在を知らないものであります。  
おそろしく先ほど提出いたしました解除  
品目の表二つをまとめたようなものじ  
やないかと思ひます。

○川上委員 そりなるとどうもわから  
なくなつて来ます。そうすると解除品

リストといふ例があるからあるいはA  
リストがあるかもしれないとお考えか  
もしれませんがCはコントロールのC  
をとつたのでありまして、ABCのC  
ではないのであります。  
○川上委員 そうすればリストとい  
うものはないのですか。  
○牛場政府委員 公式には「輸出貿易  
管理令別表第一」といふリストだけ  
あります。  
○川上委員 非公式の分があるのです  
か。  
○牛場政府委員 公式と申しましたの  
は政令に付属して出ているリストとい  
ふ意味でありまして、ほかに出しまし  
たこの三つのものは、これはその範  
内役所でもつて行政的に執務の参考  
として出しておるものでありまして、  
公式と申しました意味は、言葉が悪か  
つたのであります。要するに政令に  
付属するリストといふのはこれだけ  
あります。



です、協定も何もしてないんです。相談したとか何とか井戸端会議みたいなものです。それであなた国民の経済生活に拘束しているんでしよう。その基礎は何かということですか。

○中崎委員 関連質問……。この間中共に対する輸出品目を解除したリストといいますが、紙をもらいましたが、これはどこで定められたのですか。

それからもう一つ、国連協力と言われるのですが、英国あるいはそのほかの隣接の、国連に協力の側にある隣国が、たとえば中共なり、ソ連なりに輸出する品目並びにその実績と、日本の今度解除されたリストと、現在輸出を認められる範囲のものとは全然同じものであるか、これを聞いておきたい。

○牛場政府委員 このリストはもろろん政令で定めておいて、日本の政府が定めたものであります。それから範囲につきましては、列国ともいろいろごぼごぼがありまして、必ずしもみな一致しておらないのであります。日本の場合にもイギリスなんかと比べた場合には、ある一、二の品目につきましては、日本の方が嚴重であるという状況もあるものであります。

○川上委員 イギリスなんかと違うのです。イギリスは公式に経済援助を受けてある。今度政府はMSA援助を受けようとしておる。これを受けたら、この時分には協約は必ずできなければならぬ。このときにはおそらく共産圏に対する禁輸の問題というものは協約の上で出て来なければならぬ。これはイギリスもやっております。フランスもやっております。日本はまだ正式にはやつてはいないのです。そうするとあなたの

方が中国の貿易をとめておられる基礎というものは、何かしらぬが自由国家との道徳とか、どこかと相談したとか、こんなものしかない。これが国民の経済生活を拘束する基礎になり得るか、これを聞いておるのです。私はこれでやつておられますかということを開いておる。それもわかつた、それは道徳でやつておると政府は言うが、そんなものが国民の経済生活を拘束するのならこれは明らかに憲法違反です。これを私は聞いておる、これはどうなるのです。

○牛場政府委員 このペリの会議と申しますのは、これは列国の間で共同歩調をとろうという大きな意味の約束があつてやつておることでありまして、それには日本も参加しておりますから、従いまして会議できめることにつきましては、日本はこれを当然受領すべきことにならうと思つておる。ただ国内的にはどうかといへば、これはまづたく輸出貿易管理令でやつておるわけでありまして。

○川上委員 輸出貿易管理令には、中共に対して輸出をとめるということはないのです。これは繰返して言つておる。共産圏ということはないのです。これを中共にはとめておると言うておるのです。岡崎外務大臣はつきりおと、今でもとめておるのだから、MSAを受けても今と違ひはありませんと、こう言うておるのです。通産大臣も正式にこう言うておるのです。管理令ではこの許可権、この権利を通産大臣が持つておることになつておりますけれども、どこを探してみても共産圏にはとめるという項目はないのです。共産圏にだけとめるのは国際信義だと

かなんとか言うが、国内法をつくらずになんかことができるのかと言つておる。○牛場政府委員 この輸出貿易管理令というのは、外国為替及び外国貿易管理法の基礎でできておる。その四十八条二項に「国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲をこえてはならぬ」といふ。しかしその必要な範囲では輸出承認制をしかけてもいいということになつておる。それが基礎になつておる。

○川上委員 それはわかるのです。わかるが、中共ということをはつきり言うてない。ソ連と申すてない。共産圏といふことを言うてないのです。私は解釈的に言いますが、政府の答弁が、中共やソ連といふことによつて何も差別をしておるのではありません。出すべきものは出し、とめるべきものはとめる、こういうのならばちよつとりさうなものです。そう言わぬのです。中共にはとめておると言つておる。その法律的基礎はどこにあるのかということをお聞き願つておる。貿易管理令ではさういふことは言えぬはずだ。中共だろがどこだろが、日本の立場からどのやうにでもやりますというのなら話はわかる。なぜ中共ならということが言えるのですか、根拠がないじやないですか。これを聞いておるのです。

○牛場政府委員 この法律にありませぬ「外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲」ということであります。これがたとえれば日本が無制限に中共と取引をすれば、ほかの国との貿易関係に悪影響を及ぼすかも知れぬわけでありませぬ。そういう観点から中共

なりあるいはソ連圏というものを、ある程度別扱いをするということでは当然できると思つておる。○川上委員 外国はそのようなことをしておりませぬ。アメリカのさしずばかり受けて、かつてなことを言つておる。そんなやうつとしたことで国民経済というものは拘束できない。もしもそれをしなければならぬのならもつとはつきりした国内法をつくらなければならぬ。つくつてない。それだからちよつちややる。それだから香港に行くといふその旅券までとめたりする。それだから中国との貿易はしやむに政府はこれをとめる。このさしずばアメリカがといふ。よほどのロケットである。ひもがついておる。リストはちやんとある。これによつてアメリカのお伺いを一々立てて中共の貿易をとめたり、出したりしている。明らかに私はさういふことは政府は——これ以上言わぬけれども、ほんとうに正直に言う方がいふと思ふ。アメリカの政府ではない。日本の国民の政府なんだ。アメリカの家来と違ふのです。ところが実際はアメリカの家来になつてしまつておる。そんなことをするから日本の国民はこれほど苦しんでいるのです。だから官僚と言われる方々であります。これは日本人です。アメリカ人と違ふのだから、私は正直に言つて、まことに困つておる。アメリカがむちやなことを押しつけて来てわれわれは困つておるだらうと思つて仕方なしにやつておるだらうと思つても、日本人としては残念であります。そういうことははつきりしておる。腹の中は私はさうだらうと思ふ。私は日本の官吏その他がその精神にならぬ限りはいつまでも日本の独立なんかできません。ここに問題があるのです。だからリストの問題でも、あるのですがなか／＼出さぬ。リストはありますと先日言つておる。速記録を見ればわかる。リストはありますと申す。ところが実際は出さぬ。ここにござましがあつた。業者その他の人、国民はたいして知つておつて、これ以上は言ひませぬけれども、願わくは委員会だけで言ひのがれをさせたい。ほんとうに赤裸々な日本の国家を、今アメリカにしいたげられてこのやうなことになる。われわれは官吏としてもまことに残念であります。こういうことをはつきり言つてもらいたいのです。こうすれば日本はよくなる。時間をとりましたので私はこれでやめます。

○中崎委員 議事進行ですが、この法案は何しる重大な法案だと思つておられます。そこで慎重に審議する必要があると思つておる。直接この法案の実施によつて影響を受ける輸出入業者、それから公取委員会の方面、それからメーカーの代表的な者といひますか、中小工業者、そういう類の者等を適当な範囲から選んでもらつて、公述人としてもらつて、さうして一応の意見を聞くという方法をどうも思つておる。

○大西委員 この点に関してあとで理事会を開きましてよく御相談いたしたいと思つておる。

○川上委員 時間をとりませぬからもう少しちよつと……。通商局長はさういふものはないと申す。おら

きりしておる。腹の中は私はさうだらうと思ふ。私は日本の官吏その他がその精神にならぬ限りはいつまでも日本の独立なんかできません。ここに問題があるのです。だからリストの問題でも、あるのですがなか／＼出さぬ。リストはありますと先日言つておる。速記録を見ればわかる。リストはありますと申す。ところが実際は出さぬ。ここにござましがあつた。業者その他の人、国民はたいして知つておつて、これ以上は言ひませぬけれども、願わくは委員会だけで言ひのがれをさせたい。ほんとうに赤裸々な日本の国家を、今アメリカにしいたげられてこのやうなことになる。われわれは官吏としてもまことに残念であります。こういうことをはつきり言つてもらいたいのです。こうすれば日本はよくなる。時間をとりましたので私はこれでやめます。



す。これは答弁してもらわねどもよ  
ろしいが、あなたの方の輸出商人等  
の事務取扱要領というものがある。  
その事務取扱要領というものの中に、  
本省の商品輸出担当課はCの記号を  
付した申請書については、通商局輸  
出課に回送するに当り、別に定める  
ところに従い、Cに加えてS(A又はF)  
の何れかの記号を付する。」と書いてあ  
る。これはリストの名前なんです。  
(A)とある。この記号を付する、これ  
はどれに該当するかということをお  
るものなんです。局長これを知って  
おられると思うが、リストがないのじや  
ないのですから、願わくは、きょうは  
けつこうですけれども、明確にされる  
方が国民の利益になると私は思う。

○牛場政府委員 その点よく調べま  
してまた御答弁いたします。  
○中崎委員 ある一部の委員にだけそ  
ういつた資料が行つて、それは正しい  
ものかもしれないが、正しいものか  
どうか知りませんが、正しいものとす  
れば、ある特定の委員だけに行つて、わ  
れわれに来ないという事は非常に  
遺憾に思つて、もしあるとすれば一  
視同仁に出してもいいことを  
ひとつ委員長にお願いします。  
○大西委員長 それは皆さんに配つて  
あります。  
それでは本件に關しましてはこの程  
度にいたします。

○大西委員長 次に特定中小企業の安  
定に關する臨時措置法の一部を改正す  
る法律案を議題といたします。まず提  
出者より提案理由の説明を求めます。  
小笠君。

特定中小企業の安定に關する臨時  
第一類第十一号 通商産業委員會議第十六号 昭和二十八年七月十四日

措置法の一部を改正する法律案  
特定中小企業の安定に關する臨  
時措置法の一部を改正する法律  
案(昭和二十七年法律第二百九  
十四号)の一部を次のように改正す  
る。  
題名を次のように改める。  
中小企業安定法

第二条第一項中「別表において」  
を「政令で」に改め、同項第一号を  
次のように改める。  
一 当該業種に係る製品の需給が  
著しく均衡を失つており、且  
つ、かような事態を放置しては  
当該業種に属する事業の経営に  
おいて相当の損失が生ずる虞が  
あること。

同条同項第二号中「当該業種に属  
する事業の経営の不振が相当長期間  
にわたる虞があり、企業の合理化の  
みによつてはこれを克服することが  
困難であり」を「企業の合理化によ  
つては、前号に掲げる事態を克服す  
ることが困難であり」に改める。  
第三条中「別表に掲げる業種」を  
「前条第一項の規定により政令で指  
定した業種」に改める。  
第十条第二項中第一号を削り、第  
二号を第一号とし、以下一号ずつ繰  
り上げる。  
第十五条第一号中「生産(製造又は  
加工をいう。以下同じ。)」に、  
「若しくは出荷数量又はその生産設  
備に關する制限」を、「出荷数量(加  
工品の引渡数量を含む。以下同じ。)  
販売方法(加工品の引渡方法を含む。  
以下同じ。)」又は生産設備に關する

制限(これらの制限を確保するため  
の製品の検査を含む。)」に改め、同  
条第四号中「前三号」を「前七号」  
に、「製品の検査その他の事業」を  
「その他の事業」に改め、同条中第  
二号及び第三号をそれぞれ第五号及  
び第六号とし、第四号を第八号と  
し、第一号の次に次の三号を加え  
る。  
二 技術的理由により指定業種に  
係る製品の生産数量を制限する  
ことが著しく困難である場合に  
おける組合員が生産をする指定  
業種に係る製品の販売価格、加  
工賃を含む。以下同じ。の制  
限(その制限を確保するための製  
品の検査を含む。)  
三 第一号に掲げる制限を実施し  
た後において第二号第一項各号  
に規定する事態を克服すること  
が著しく困難である場合におけ  
る組合員が生産をする指定業種  
に係る製品の販売価格の制限  
(その制限を確保するための製  
品の検査を含む。但し、第一号  
に掲げる制限とともに場合  
に限る。  
四 組合員が生産をする指定業種  
に係る製品の原材料の購入方法  
に關する制限又はその購入価格  
の制限  
同条中第六号の次に次の一号を加  
える。  
七 組合員の経済的地位の改善の  
ためにする団体協約の締結  
第十六条第一項中「前条第一号」  
の下に「から第四号までの規定」を  
加え、同項に次の但書を加える。  
但し、設定し若しくは変更しよ

うとする内容が当該調整組合の属  
する調整組合連合会の認可された  
総合調整計画の内容と同一である  
ときは変更しよとする内容が  
生産数量、出荷数量若しくは生産  
設備に關する制限を緩和するもの  
であるときは、この限りでない。  
同条第二項中「前項」を「第一  
項」に改め、同項第三号を次のよう  
に改める。  
三 消費者及び関連事業者の利益  
を不当に害すること。  
同条第二項を第三項とし、第一項  
の次に次の一項を加える。  
2 調整組合は、前項但書の規定に  
より認可を受けないで調整規程を  
設定し、又は変更したときは、総  
会又は創立総会において調整規程  
の設定又は変更を議決した日から  
一週間以内のその旨を通商産業大  
臣に届け出なければならぬ。  
第十八条第一項中「第十六条第一  
項の認可をした後において当該調整  
規程の内容が同条第二項」を「調整  
規程の内容が第十六条第三項」に改  
め、同条第二項を次のように改め  
る。  
2 通商産業大臣は、調整組合が前  
項の命令に従わなるとき又は当該  
調整規程の内容が第十六条第三項  
各号の一に該当するに至つたと認  
めるときは、同条第一項の認可を  
取り消し、又は当該調整規程を廢  
止すべきことを命ずることができ  
る。  
第二十條中「第十六条第一項の認  
可を受けた調整規程」を「当該調整  
規程」に改める。  
第二十二條第一項中「總會」の下

に「又は創立總會」を加え、同条第  
二項中「前項の決議」を「前項の総  
会の決議」に改める。  
第二十五條を次のように改める。  
第二十五條 削除  
第二十六條第一号中「若しくは出  
荷数量又はその生産設備に關する制  
限」を、「出荷数量、販売方法又は生  
産設備に關する制限(これらの制限  
を確保するための製品の検査を含  
む。)」に改め、同条第四号中「前三  
号」を「前七号」に、「製品の検査  
その他の事業」を「その他の事業」  
に改め、同条中第二号及び第三号を  
それぞれ第五号及び第六号とし、第  
四号を第八号とし、第一号の次に次  
の三号を加える。  
二 技術的理由により會員たる調  
整組合がその組合員に対する指  
定業種に係る製品の生産数量を  
制限することが著しく困難であ  
る場合における會員たる調整組  
合が行うその組合員に対する指  
定業種に係る製品の販売価格の  
制限(その制限を確保するため  
の製品の検査を含む。))につい  
ての総合調整計画の設定及びそ  
の實施  
三 第一号に掲げる総合調整計画  
を実施した後において第二号第  
一項各号に規定する事態を克服  
することが著しく困難である場  
合における會員たる調整組合が  
行うその組合員に対する指定業  
種に係る製品の販売価格の制限  
(その制限を確保するための製  
品の検査を含む。))についての  
総合調整計画の設定及びその実  
施。但し、第一号に掲げる事業

九

とともに進行する場合に限る。  
とあるのは、連合会にあつては「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十一条第一項中「出席者の過半数」とあるのは、連合会にあつては「出席した会員の議決権の過半数に相当する議決権を有する会員」と、を加える。

第二十九條第一項中「当該総合調整計画又は調整規程の内容を参し、或して当該業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限を定め、当該業種に属する事業を営む者のすべてに對し、これに従ふべき旨の勧告をすることが出来る。」を「当該業種に係る事業を営む者のすべてに對し、当該総合調整計画又は調整規程に定められた後においても、当該連合会又は調整組合は、引き続きその事業を実施することによりその命令に協力するものとする。」と改め、同項を第二項とする。  
第三十條第一項中「前項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

3 第一項の規定による命令が発せられた後においても、当該連合会又は調整組合は、引き続きとあるのは、連合会にあつては「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十一条第一項中「出席者の過半数」とあるのは、連合会にあつては「出席した会員の議決権の過半数に相当する議決権を有する会員」と、を加える。  
第二十九條第一項中 当該総合調整計画又は規程の内容を参し、や

くして当該業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限を定め、当該業種に属する事業を営む者のすべてに對し、これに従ふべき旨の勧告をすることが出来る。」を「当該業種に係る事業を営む者のすべてに對し、当該総合調整規程に定める制限と実質的に同一内容を有する制限に従ふべきことを勧告し、又は通商産業省令をもつて命ずることが出来る。」に改め、同条第二項を削り、第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。  
同条に次の一項を加える。  
3 第一項の規定による命令が発せられた後においても、当該連合会又は調整組合は、引き続きその事業を実施することによりその命令に協力するものとする。  
第二十九條の次に次の一項を加える。

(設備の新設の許可等)  
第二十九條の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定により生産設備の制限に関する命令をした場合において、特に必要があると認めるときは、当該命令の有効期間中に限り、通商産業省令をもつて、当該指定業種に属する産業の設備を新たに設けることにつき通商産業大臣の許可を受けるべき旨を命じ、又は禁止することが出来る。  
第三十條第一項中「第十條第二項又は第十三條(第二十七條)においてこれらの規定を準用する場合を含む。」の認可」を「第二十九條第一項の勧告又は命令」に改め、同条第二項中

「第十八條第一項(第二十七條)において準用する場合を含む。」の命令又は前条第一項の勧告」を削り、同条第三項中「第十六條第二項各号」を「第十六條第三項各号」に改める。  
同条第一項を第二項とし、以下一項づつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。  
通商産業大臣は、第十六條第二項の届出を受理したとき、第十八條第一項の命令をしたとき、又は同条第二項の規定により認可の取消をしたとき、若しくは調整規程を廢止すべきことを命じたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。  
第三十二條の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)」及び「認可を受けた」を削る。  
第三十二條の次に次の一項を加える。  
(生産調整資金に対する利子の補給)  
第三十二條の二 調整組合又は連合会が第十五條第六号又は第二十六條第六号に規定する事業を行うために必要な資金を借り入れる場合において、政府は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定める基準により、年五分を限度として、当該資金の借入に係る利子をその融資機関に對し補給することが出来る。  
第三十三條第一項中「この法律の

規定により通商産業大臣が行う認可、命令及び勧告その他」を削り、同条第二項中「五十人以上」を「三十五人以上」に改め、同条第三項を次のように改める。  
3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。  
第三十四條を次のように改める。  
(審議会の諮問事項)  
第三十四條 通商産業大臣は、第二條第一項の政令の制定若しくは改廢の立案をし、又は第二十九條の勧告若しくは命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。  
第三十五條の次に次の二條を加える。

(認可申請等の経由)  
第三十五條の二 通商産業大臣は、都道府県の区域をこえない区域を地区とする調整組合に關しては、この法律の規定による認可又は承認の申請、届出、申出及び報告について通商産業省令の定めるところによりその地区を管轄する都道府県知事を經由させることができる。  
(都道府県知事への権限の委任)  
第三十五條の三 通商産業大臣は、政令の定めるところにより、第三十一條第一項の報告の徴収及び検査に關する権限の一部を都道府県知事に委任することが出来る。  
第三十七條中「第二項」を「第一項又は第二十九條の二」に改める。  
第三十九條中「第三十一條第一項」を「第十六條第二項の規定によ

る届出をせず、又は第三十一條第一項に「若しくは虚偽」を「虚偽」に「又は立入」を「立入」に改める附則第二項を削る。  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 左に掲げる業種は、改正後の第二條第一項の規定により指定されたものとみなす。  
一 絹織物又はステープルファイバー織物の製造業  
二 毛織物の製造業  
三 絹織物又は人絹織物の製造業  
四 メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業  
五 漁網製造業  
六 粗ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業  
七 ねん糸業  
八 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿  
九 ガーゼ、帯の製造業  
十 マツチ製造業  
十一 ゴム製品(自動車タイヤ、チューブ、もみすりロール、医療衛生用品、はきもの用品及びがん具を除く)の製造業  
十二 食器類たる陶磁器(デイナーセットを除く)及び電気用品たる陶磁器(特別高圧用のものを除く)の製造業  
十三 漆器製造業で政令で定めるもの  
十四 ほうろく、鉄器(化学工業用のものを除く)の製造業  
十五 清涼飲料水製造業

- 十六 五ガロンかん製造業
- 十七 亜麻織物、ちよ麻織物又は大麻織物の製造業
- 十八 絨織品の精練漂白、染色又は整理加工業
- 十九 布はく製衣料品の縫製業
- 二十 メタルラス製造業
- 二十一 縫針製造業
- 二十二 互製造業で政令で定めるもの
- 二十三 印刷業で政令で定めるもの
- 二十四 ターボリン紙製造業
- 二十五 機械すき紙製造業
- 二十六 計量器製造業で政令で定めるもの

3 改正前の規定に基づいてした手続、処分その他の行為は、改正後の相当規定によつてしたものとみなす。

4 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号及び第五条第二項中「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」を「中小企業安定法」に改める。

○小笠公園審 だいま議題となりました特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

去る第十四国会において、中小企業対策の一環として、特定中小企業の安定に関する臨時措置法が制定され、実施に移されたのであります。その施行後の状況にかんがみ、その一部の修正の必要が認められ、去る第十五国会にこれが改正法案が提出されたので

あります。が、解散のため成立するに至らなかつたことは御承知の通りであります。

本法施行後これが修正を必要といたしましたおもなる点は、まず今日の経済界、特に中小企業界の現状にかんがみ、特に本法適用の対象としての業種の指定に関する条件としての不況事態の要件を緩和する必要のあつたことであり、すなわち、コスト割れによる損失の発生している場合のみならず、そのおそれる場合にも指定し得ることとする必要があつたことであり、第二の理由といたしましては、調整組合、いわゆる安定の中心的活動主体たる調整組合または同連合会の事業の範囲を拡大することであり、現行法によりますれば、調整組合または連合会は指定業種の製品の生産数量、出荷数量及び生産設備の制限をなし得ることになつておるのであります。これをさらに販売方法、原材料の購入方法の制限並びに販売価格及び原材料の購入価格等についてもその制限を認むるの必要を感ずることとあります。また一定の条件のもとに価格の協定を認むることも必要なのであります。さらに施行後の状況に照しますとき、調整組合の調整事業をして、可及的に機宜の措置をとり得せしむるようになつておる必要を覚えるのであります。これがためには行政官庁の認可、その他の手続を可及的に簡素化するるとともに、審議会の付議事項等をも整理するの必要を覚えるのであります。

以上が現行法の修正を必要とする主たる理由であつたのであります。ここに御審議を煩わさんとする本改正法案は右の要請にこたえますとともに、さらに他方において第十四国会において附帯決議として取上げられました事項、特に調整命令、すなわち現行法第二十九条の命令が出た場合に、その効力のある間に限つて、指定業種に属しておる事業の新規請業について、設備の面からこれを抑制すること、調整組合または同連合会が生産調整を行うために必要な資金を借り入れた場合に、政府は予算の範囲内において年五分を限度として当該資金の借入れにかかわる利子を補給することの二点を附帯決議できているのであります。この二点を新しく規定いたしましたのであります。

さらに、別途審議されております私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の内容をも十分考慮し、これとの均衡をとることにいたしましたのであります。すなわち、現行法が二年間の臨時立法でありますのを恒久法といたしますとともに、業種指定は法律によることとなつておりますのを改めて政令によつて指定し得ることとし、もつて法の機動的運用を期することとしたのであります。

以上が本法案改正の理由及びその主要なる事項であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○大西委員長 本日はこの程度にいたし、次会は明日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

昭和二十八年七月二十二日印刷

昭和二十八年七月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局